

品川区空きスペース利用型年間保育事業実施要綱

制定	令和2年3月30日	要綱第111号
改定	令和3年3月11日	要綱第45号
改正	令和4年3月16日	要綱第120号
改正	令和5年4月1日	要綱第61号
改正	令和6年4月1日	要綱第202号

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所等を入園不承諾となった児童に対する緊急的な対応として、認可保育所等への入園が決定するまでの間、区立ひがしやつやま保育園の空きスペースを活用して当該児童の保育を一定期間継続的に実施することにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認可保育所等 認可保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業および同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (3) 保育の必要性の認定 保育を必要とする児童の保護者に対して、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第3項の規定に基づき、区長が当該児童について支援法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を行うことをいう。
- (4) 入園不承諾 保育の必要性の認定を受けた児童の保護者が品川区保育の実施等に関する条例施行規則（平成9年品川区規則第52号。以下「規則」という。）第6条の規定による保育の実施の申請を行った場合において、規則第7条の規定による利用調整の結果、区長が規則第8条第2項の規定により認可保育所等における保育の実施を行わないことをいう。
- (5) 空きスペース利用型年間保育 認可保育所等を入園不承諾となった児童に対し、区立ひがしやつやま保育園において、保育室の面積の余裕部分または使用しない保育室（以下「空きスペース」という。）を活用して、一定期間継続的に当該児童の保育を実施することをいう。

(対象児童)

第3条 空きスペース利用型年間保育の対象となる児童は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 児童および保護者が品川区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 空きスペース利用型年間保育を利用する年度の4月1日時点で、1歳である児童（以下「1歳児」という。）であること。
- (3) 保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申込みを行い、入園不承諾となっていること。
- (4) 健康上の問題がなく、かつ、集団保育が可能であり、当該児童に対する特別な支援が必要ないと区長が認めること。
- (5) 他の保育施設を利用していないこと。

（実施施設）

第4条 空きスペース利用型年間保育を実施する認可保育所（以下「実施施設」という。）は、区立ひがしやつやま保育園（品川区北品川1丁目16番4号）とする。

（設備および運営の基準）

第5条 実施施設は、認可保育所で保育を行う児童（空きスペース利用型年間保育を利用する児童を含む。）の数に照らし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第5章に定める保育所の設備および運営の基準を満たしていなければならない。

2 前項に定めるもののほか、空きスペース利用型年間保育の実施に当たっては、次に掲げる基準を適用するものとする。

- (1) 保育室の面積は、乳児または満二歳に満たない幼児1人当たり3.3平方メートル以上、満二歳以上の幼児1人当たり1.98平方メートル以上を確保すること。
- (2) 保育室からは、2カ所かつ2方向の避難経路を確保すること。
- (3) 1歳児5人につき1人以上の保育従事職員（以下「最低基準職員」という。）を配置することとし、当該最低基準職員は保育士であること。ただし、児童の安全面に配慮した保育を実施するため、最低基準職員のほかに職員を加配する場合にあっては、当該職員は保育士でない者としてすることができる。

（休業日）

第6条 空きスペース利用型年間保育の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

（保育時間）

第7条 空きスペース利用型年間保育の保育時間は、次に掲げる保育の必要性の認定に係る区分（以下「利用区分」という。）に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育短時間認定 午前7時30分から午後6時30分までの間における8時間以内

2 区長は、実施施設における前項第2号の利用区分に係る保育時間の開始および終了の時間の範囲を定めることができる。ただし、これを定めないときは、児童が保育を必要とする時間を当該保育時間の開始および終了の時間の範囲とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、同項第1号に定める保育時間の開始および終了の時間の範囲（以下「標準時間認定保育時間」という。）の後において、午後6時30分から午後7時30分までの範囲内で区長が認める時間について、空きスペース利用型年間保育を実施することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、区長は、同項第2号に定める保育時間の開始および終了の時間の範囲（以下「短時間認定保育時間」という。）の前または後において、標準時間認定保育時間の範囲内で区長が認める時間について、空きスペース利用型年間保育を実施することができる。

（利用期間等）

第8条 空きスペース利用型年間保育を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、利用を開始した月の初日から起算して2カ月以上とし、月を単位として更新することができるものとする。ただし、利用を開始した月が属する年度の末日までを限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が求職を理由として空きスペース利用型年間保育を利用する場合の利用期間は、利用を開始した月の初日から起算して2カ月を限度とする。

（利用申請）

第9条 空きスペース利用型年間保育の利用を希望する児童の保護者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める日までに品川区空きスペース利用型年間保育利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 利用申請者は、前項の規定による空きスペース利用型年間保育の利用の申請（以下「利用申請」という。）を行った後において、当該利用申請の内容を変更することを希望するときは、品川区空きスペース利用型年間保育利用内容変更届（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

（利用児童の内定等）

第10条 区長は、利用申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、空きスペース利用型年間保育を利用する児童（以下「利用児童」という。）の内定を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による利用児童の内定に当たり、利用申請の数が空きスペース利用型年間保育を利用できる児童の数を上回ったときは、規則第7条の規定による保育の実施に係る利用調整の方法を準用し、空きスペース利用型年間保育に係る利用調整を実施するものとする。

3 区長は、第1項の規定による利用児童の内定を行ったときは品川区空きスペース利用型年間保育内定通知書（第3号様式）により、同項の規定による内定を行わなかったときは

空きスペース利用型年間保育利用非内定通知書（第４号様式）により、それぞれ利用申請者に通知するものとする。

- ４ 区長は、第１項の規定による利用児童の内定を行ったときは、実施施設の長に対し、当該利用児童の氏名、住所その他必要な事項を品川区空きスペース利用型年間保育内定者名簿（第５号様式）により通知するものとする。

（面接および健康診断）

第１１条 前条第１項の規定により内定を受けた利用児童は、実施施設において面接および健康診断を受けるものとする。

（利用児童の決定）

第１２条 区長は、前条の面接および健康診断の結果を勘案し、利用児童に係る空きスペース利用型年間保育の利用を決定するものとする。

- ２ 区長は、前項の規定による空きスペース利用型年間保育の利用の決定（以下「利用決定」という。）を行ったときは、品川区空きスペース利用型年間保育決定通知書（第６号様式）により、当該利用決定を受けた利用申請者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

（利用の辞退）

第１３条 区長は、第１０条第３項の規定による利用児童の内定または前条第１項の規定による利用決定を行った場合において、利用申請者が空きスペース利用型年間保育の利用を辞退しようとするときは、当該利用申請者に品川区空きスペース利用型年間保育利用辞退届（第７号様式）を提出させるものとする。

（利用の終了）

第１４条 区長は、利用児童および利用者が次のいずれかに該当する場合は空きスペース利用型年間保育の利用を終了し、当該利用者に利用が終了する月の前月の２０日までに品川区空きスペース利用型年間保育利用終了届（第８号様式）を提出させるものとする。

- （１）認可保育所等に入園が決定し、または入園を辞退したとき。
- （２）第３条第１号の要件を満たさなくなったとき。
- （３）第８条第２項に規定する利用期間が満了したとき。
- （４）前各号に掲げるもののほか、利用児童および利用者の事情により、利用期間内における空きスペース利用型年間保育の利用の終了を希望し、または利用期間の更新を行わないとき。

（利用決定の取消し）

第１５条 区長は、利用児童および利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すものとする。

- （１）偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。
- （２）第３条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 第17条第2項に定める日までに、利用料を納付しないとき。

(4) 疾病、障害その他の事由により空きスペース利用型年間保育を利用することが困難であると区長が認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用決定の取消しに関し区長が相当の理由があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用決定の取消しを行ったときは、品川区空きスペース利用型年間保育利用決定取消通知書（第9号様式）により、当該取消しに係る利用者に通知するものとする。

(利用区分の変更等)

第16条 区長は、利用者が第7条第1項各号に掲げる利用区分を変更することを希望するときは、当該利用者に品川区空きスペース利用型年間保育利用区分変更申請書（第10号様式）を当該利用区分の変更を希望する月の前月の20日までに提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による利用区分の変更の申請があった場合において、当該変更が適当であると認めるときは品川区空きスペース利用型年間保育利用区分変更承認通知書（第11号様式）により、当該変更が適当でないとき品川区空きスペース利用型年間保育利用区分変更不承認通知書（第12号様式）により、それぞれ当該変更の申請を行った利用者に通知するものとする。

3 区長は、利用児童および利用者が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による変更の承認（以下「変更承認」という。）を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により変更承認を受けたとき。

(2) 疾病、障害その他の事由により変更後の利用区分による空きスペース利用型年間保育を利用することが困難であると区長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、変更承認の取消しに関し区長が相当の理由があると認めるとき。

4 区長は、前項の規定により変更承認の取消しを行ったときは、品川区空きスペース利用型年間保育利用区分変更承認取消通知書（第13号様式）により、当該取消しに係る利用者に通知するものとする。

(利用料の支払等)

第17条 利用者は、別表に定める利用料を支払わなければならない。

2 前項の利用料は、空きスペース利用型年間保育を利用する月の末日までに、実施施設において支払うものとする。

3 第1項の利用料には、空きスペース利用型年間保育に直接必要な保育材料費、給食費、補食代金、光熱水費およびこれらに係る消費税相当分を含むものとする。

4 第14条の規定により空きスペース利用型年間保育の利用が終了し、または第15条の規定により利用決定を取り消された場合において、当該利用が月の中で終了したときであっても、既納の利用料は返還しない。

(利用料の減額または免除)

第18条 前条の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める内容により利用料を減額、または免除することができる。

- (1) 利用児童および利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき 免除
- (2) 利用児童および利用者の属する世帯が区市町村民税非課税世帯であるとき 免除
- (3) 生計を一にする世帯に2人以上の児童がいる場合 免除（最年長の児童を第1子として、第2子以降の利用料に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めたとき 減額または免除

2 前項の規定による利用料の減額または免除を希望する利用者は、品川区空きスペース利用型年間保育利用料減額・免除申請書（第14号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による利用料の減額または免除の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、品川区空きスペース利用型年間保育利用料減額・免除承認通知書（第15号様式）により当該申請を行った利用者に通知する。

4 第1項第1号および第2号に規定する内容に該当するか否かの判断において、4月から8月までの月分については空きスペース利用型年間保育を利用する年度の前年度の、9月から3月までの月分については空きスペース利用型年間保育を利用する年度の区市町村民税を基準とする。

（単年度利用の原則）

第19条 利用児童および利用者は、空きスペース利用型年間保育の利用をした事実をもって、当該利用をした年度の翌年度に係る認可保育所等における保育の実施を受けることはできない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、空きスペース利用型年間保育の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 空きスペース利用型年間保育の実施について必要な手続きは、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 空きスペース利用型年間保育の実施について必要な手続きは、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 空きスペース利用型年間保育の実施について必要な手続きは、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 空きスペース利用型年間保育の実施について必要な手続きは、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 空きスペース利用型年間保育の実施について必要な手続きは、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

別表（第17条関係）

利用区分	利用料の金額
保育標準時間認定	月額 45,000円
保育短時間認定	月額 36,000円
第7条第3項の規定により、保育標準時間認定の利用児童が標準時間認定保育時間の後に午後6時30分から午後7時30分までの範囲内で空きスペース利用型年間保育を利用するとき。	1時間当たり 275円
第7条第4項の規定により、保育短時間認定の利用児童が短時間認定保育時間の前または後に標準時間認定保育時間の範囲内で空きスペース利用型年間保育を利用するとき。	

備考 保育標準時間認定保育時間または短時間認定保育時間の前または後に空きスペース利用型年間保育を利用する時間の算定にあつては、それぞれの時間が1時間に満たない場合についても、それぞれ1時間として計算する。